

教 育 委 員 会 会 議 録

開催日 令和4年2月28日

南 あ わ じ 市 教 育 委 員 会
南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会

南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会 合同定例会会議録

1. 日 時 令和4年2月28日（月） 午前10時00分開会

2. 場 所 南あわじ市役所 第2別館 第5会議室

3. 会議次第

開 会 午前10時

開議宣告

会議録署名委員の指名 近藤委員（南あわじ市） 山本委員（学校組合）

前回会議録の承認

議事

協議及び報告事項

閉議宣告

閉 会 午前11時58分

4. 会議の出席者

《南あわじ市》

（教育長） 浅井 伸 行

（教育委員） 数田 久美子、岡 一 秀、近藤 宰常、山本 真也

《学校組合》

（教育長） 浅井 伸 行

（教育委員） 狩野 時夫、数田 久美子、山本 真也、本條 滋人

5. 説明のため出席した者の職氏名

教育次長 仲山 和史、教育次長補兼学校教育課長 大住 武義、

教育総務課長 森山 雅生、社会教育課長 山家 光泰、

体育青少年課長 阿部 志郎、教育総務課係長 佐々木 友美、

教育総務課主査 野上 典子

6. 会議に付した事件及びその結果

《共通》

南あわじ市議案第2号
学校組合議案第1号

令和4年度 南あわじ市の教育方針の策定について
原案可決

南あわじ市議案第3号 学校組合議案第2号	南あわじ市 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会ハラスメント防止指針の策定について 原案可決
南あわじ市議案第4号 学校組合議案第3号	南あわじ市人権教育基本方針の策定について 原案可決

《南あわじ市》

議案第5号	南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について 原案可決
議案第6号	南あわじ市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について 原案可決
議案第7号	南あわじ市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程制定について 原案可決
議案第8号	南あわじ市外国青年招致事業外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について 原案可決
議案第9号	南あわじ市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について 原案可決
議案第10号	南あわじ市学校教職員の長時間労働者面接指導実施規程の一部を改正する規程制定について 原案可決
議案第11号	南あわじ市指定文化財の指定について（陶棺） 原案可決
議案第12号	南あわじ市指定文化財の指定について（幡多銅戈） 原案可決
議案第13号	南あわじ市地区公民館長の任命について 原案可決

《学校組合》

議案第4号	南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について 原案可決
-------	---

1. 開 会

午前10時

【浅井教育長】 定足数に達しておりますので、ただいまから南あわじ市教育委員会及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名

【浅井教育長】 まず、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員につきましては、会議規則第15条第2項の規定により、1名の委員を指名します。

南あわじ市教育委員会会議録署名委員につきましては、近藤委員にお願いいたします。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会会議録署名委員につきましては、山本委員にお願いいたします。

3. 前回会議録の承認

【浅井教育長】 次に、「前回の会議録の承認」に移ります。

前回会議録につきましては、事前に送付させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。何かお気づきの点はございませんでしたか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 ご意見がないようですので、前回の教育委員会会議録については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、前回の教育委員会会議録については原案のとおり承認することに決定しました。

4. 教育長報告

【浅井教育長】 次に、「教育長報告」をさせていただきます。

まず、はじめに（１）トンガ王国火山噴火に係る募金活動についてです。広田中学校生徒会から募金の発案があり、市内小中学校にも呼びかけて募金活動を行いました。募金はトンガ王国大使館へ届けるとともに、２月１１日に大使館と市内中学校すべてをオンラインで結んで、広田中学校生徒会からメッセージを届けました。市内小中学校すべてで募金活動に関わるのは、１回目は熱海土石流に対しての募金活動であり、今回は２回目になります。災害に際して子どもたちから自主的に発案され、自校だけでなく、市内の各校に広げた素晴らしい取り組みです。

オンラインの前に、広田中学校生徒会の子たちと話をしましたが、私からは、自分たちの活動が社会に貢献していることを意識して行動することでより良い活動の広がりになるということをお話しました。「学ぶ楽しさ日本一」の基本的な考え方は、様々な体験を通してその意義や楽しみを感じ、それによってさらに活動を広げていくことができるということです。南あわじ市もそのような活動を今後も支援していきたいと思っています。

次に、（２）教職員新規採用面接についてです。新規採用者の面接をさせていただいていますが、事務職の方を含め、非常に意欲を持った先生に来ていただけることに期待しております。今回採用者の方は、地元の方、初めて淡路島へ来られる方、様々ですが、いつまでも意欲を持っていただけるよう教育委員会として支援体制を取っていきたくと考えております。

最後に、（３）南あわじ市スポーツ賞についてです。今年度もコロナ禍ということもあり、受賞者のみの出席により、３月２２日に第２別館多目的ホールで開催することとなりましたのでお知らせさせていただきます。

以上３点につきまして、ご意見等ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

【浅井教育長】 ないようですので「教育長報告」を終わらせていただきます。

5. 議 事

【浅井教育長】 次に、「議事」に移ります。

「議事」につきましては共通議案３件、南あわじ市議案９件及び学校組合議案１件を審議いたします。

○南あわじ市教育委員会議案第2号

○南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第1号

「令和4年度南あわじ市の教育方針の策定について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第2号及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第1号「令和4年度南あわじ市の教育方針の策定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

【森山課長】 「令和4年度南あわじ市の教育方針（案）」をご覧ください。

前回の定例会で提案しました案から、若干、字句等を修正し、写真を変更したものを最終案としてお示しさせていただいております。本案についてご決定いただきましたら、3月定例会にて完成版を配付させていただく予定としております。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第2号及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第1号「令和4年度南あわじ市の教育方針の策定について」を議題といたします。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第2号及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第1号は、原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第3号

○南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第2号

「南あわじ市 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会ハラスメント防止指針の策定について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第3号 及び 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第2号 「南あわじ市 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会ハラスメント防止指針の策定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【大住次長補】 この指針は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の改正により事業主がパワー・ハラスメント防止のための措置を講ずる義務が新設されました。併せて、厚生労働省において、各種ハラスメント防止について雇用管理上講ずべき措置等に関する指針等が制定・改正されました。

これらのこと並びに兵庫県教育委員会のハラスメント防止指針策定を受け、本市における、これまでの「パワー・ハラスメント」「セクシャル・ハラスメント」「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」を統合し、法改正等の趣旨を反映したものをハラスメント防止指針として策定しました。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第3号 及び 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員

会議案第2号「南あわじ市 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会ハラスメント防止指針の策定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第3号及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第2号は、原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第4号

○南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第3号

「南あわじ市人権教育基本方針の策定について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第4号及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第3号「南あわじ市人権教育基本方針の策定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【山家課長】 本市の人権教育においては、これまで南あわじ市人権教育研究協議会とともに市が連携し、学校・家庭・地域・職場等あらゆる場において、人権教育・啓発に取り組んでまいりました。しかしながら、目まぐるしい社会情勢の変化あるいはインターネットの普及によって、部落差別に代表される人権問題も複雑多岐にわたってきております。インターネットを介し、人権を無視した誹謗中傷を皮切りに子どもや高齢者虐待、ヘイトスピーチ、LGBT、ジェンダー平等など様々な人権課題があります。平成28年に部落差別解消三法が施行され、令和元年にはアイヌ関連法施行など差別解消に向けた法律が次々と施行されております。

本市では、兵庫県の「人権教育基本方針」、「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を参照し、複雑化する人権課題に対応するため、これまでの取り組みを検証し、子どもや市民の人権を守る立場にある市職員や教職員が、その責務を自覚し、人権文化に満たされたまちづくりを先導し、人権を守る人権行政を推進し、市民に働きかけていくため本方針を策定したいと考えております。

今後は本方針にもとづき、人権に関する理解による人権意識の共有を図り、人権感覚を磨く研修の実施や市民の人権尊重を重視した働き方などを進めることとしております。

なお、本日お手元に追加資料として、今回の人権教育基本方針の作成のため、市職員と教職員に意識調査を行っており、その調査結果をまとめた資料を配布しています

ので後刻ご覧おきください。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

【本條委員】 「人権教育に関する南あわじ市職員意識調査報告書」の中で、「年代別、役職別、研修回数別「差別だと思う」割合」が掲載されています。特に若い世代で「単身家庭のため不採用」「コロナ感染者情報発信」等に関して差別だと思う意識が高く、人権意識がしっかり浸透しているのはうれしいことです。

【近藤委員】 「人権教育基本方針」の中で、効果的な推進のために、市職員と教職員がそれぞれ力を発揮するとありますが、市職員と教職員それぞれの報告書の回答率を見ますと、教職員の回答率100%に対し、市職員の回答率は63.3%と決して高くありません。この回答率に対して何か分析されていたら教えていただけますか。

【山家課長】 市職員のうち、正規職員はグループウェアを活用してアンケートを回収しておりますので回答しやすく、教職員には及びませんが比較的高い回答率でした。対して、会計年度任用職員はグループウェアでの回答ができない方も多いということ、また、会計年度任用職員は正規職員に比べて人権研修の受講機会が少ないといったことが人権意識の持ち方に影響していると思われまます。このようなことから、会計年度任用職員のアンケートの回収率が低くなり、市職員全体の回答率を下げたのではないかと思います。今後、市職員全体の意識向上のため、充実した研修のあり方を市長部局と検討し、実施していきたいと思ひます。

【浅井教育長】 今回の調査を通して全体像が見えてきた部分もありますので、改善に向けてどうしていくかを今後議論していきたいと考えております。

【浅井教育長】 他に質疑等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。
お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第4号及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第3号「南あわじ市人権教育基本方針の策定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第4号及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第3号は、原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第5号

「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」

○南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第4号

「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第5号「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第4号「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【森山課長】 これら2つの議案については、各課の事務分掌について改正を行うものです。南あわじ市教育委員会議案第5号につきましては、教育委員会が所管する施設の大規模工事に関する事務を市長に補助執行させることによる事務分掌の削除や各課の事務名及び事業名を現行に適応させる改正を行うものです。令和4年度4月以降は、大規模改造工事に関する工事及び工事監理については、建築技術室で行うこととなります。なお、附則で施行日を令和4年4月1日と定めております。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 これでは質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに一括採決します。

南あわじ市教育委員会議案第5号「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第4号「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第5号及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第4号は、原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第6号

「南あわじ市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第6号「南あわじ市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【森山課長】 この議案については、令和4年度に予定されている市長部局の組織機構改編に伴い、教育委員会が所管する施設の大規模工事に関する事務を市長に補助執行させるため、一部改正を行うものです。なお、附則で施行日を、令和4年4月1日と定めております。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 これですべての質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第6号「南あわじ市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第6号は、原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第7号

「南あわじ市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程制定について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第7号「南あわじ市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【森山課長】 この議案については、令和4年2月28日付で文書管理システムに電子決裁が導入されることに伴い、同日南あわじ市文書取扱規程が廃止され、南あわじ市文書管理規則が新規制定されるため、第2条中で引用している例規名を「南あわじ市文書取扱規程」から「南あわじ市文書管理規則」に改正するものです。なお、附則で施行日を、令和4年2月28日と定めております。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 これですべてを終わります。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第7号「南あわじ市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第7号は、原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第8号

「南あわじ市外国青年招致事業外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」

○南あわじ市教育委員会議案第9号

「南あわじ市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第8号「南あわじ市外国青年招致事業外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」及び議案第9号「南あわじ市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【森山課長】 これら2つの議案につきましては、どちらも外国語指導助手の報酬の日割り計算について改正するものです。議案第8号はJETプログラムにより招致した外国語指導助手に関するものであり、議案第9号は、JETプログラムにより招致した方ではなく、もともと市内等に在住し、外国語指導助手として雇用している方に関

するものです。

外国語指導助手は会計年度任用職員のため、昨年度、これら2つの規則について南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に規定する日割り計算を準用させる改正をしましたが、その日割り計算の方法は、JETプログラムが出している規則案の計算方法とは異なり、日割り計算の基礎となる日数に違いが出るものでした。JETプログラムにより採用された外国語指導助手も、JETプログラムによらず、市内等に在住する外国語指導助手も同様の仕事内容であり、同等の処遇を適用させるのが相当な取り扱いのため、これら2つの規則について、JETプログラムが出している規則案にならった日割り計算となるように改正を行うものです。なお、昨年度の改正規定を適用して報酬計算をした指導助手はいないため、附則で令和2年4月1日に遡って適用するように定めております。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第8号「南あわじ市外国青年招致事業外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」及び議案第9号「南あわじ市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第8号及び第9号は、原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第10号

「南あわじ市学校教職員の長時間労働者面接指導実施規程の一部を改正する規程制定について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第10号「南あわじ市学校教職員の長時間労働者面接指導実施規程の一部を改正する規程制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

【大住次長補】 この規程は、令和3年3月31日の定例教育委員会にてご承認いただいた議案でございますが、その内容に間違いがございました。

新旧対照表をご覧ください。現行の第3条第3項に「時間外勤務を教職員に命じたときは」とありますが、皆さんご存じの通り、教職員については、原則時間外勤務は命じないこととなっており、命じることができるのは4項目に限られています。本規程は、その例外ではなく、国が示しております実際に在校している「在校等時間」に基づいているので、その表記が誤りとなっています。よって今回その点を修正し、各項目を整えました。今回の誤りについては、所属長の私の責任であり深くお詫び申し上げます。なお、附則で施行日を令和4年4月1日としております。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。
本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。
南あわじ市教育委員会議案第10号「南あわじ市学校教職員の長時間労働者面接指導実施規程の一部を改正する規程制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第10号は、原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第11号

「南あわじ市指定文化財の指定について（陶棺）」

○南あわじ市教育委員会議案第12号

「南あわじ市指定文化財の指定について（幡多銅戈）」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第11号「南あわじ市指定文化財の指定について（陶棺）」及び議案第12号「南あわじ市指定文化財の指定について（幡多銅戈）」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【山家課長】 議案第11号及び第12号については、令和3年9月13日の文化財保護審議会において審議された結果、今回委員会答申として提出されております。

議案第11号の陶棺については、現在淡路三原高等学校に所蔵されております。この陶棺は、本来吉備周辺からの出土が中心である中、現在、淡路島からはこの遺物のみ発見されており、歴史及び鑑賞上、学術上の価値が高いとされております。文化財の種別としては、有形文化財、美術工芸品、考古資料で、構造及び形式等は、すねしつしちゅうしきいながたうかん須恵室四注敷冢形陶棺で古墳時代後期のものとされ、市の有形文化財として答申されております。詳細については資料のとおりです。

議案第12号のはたどうか幡多銅戈については、青銅製武器型祭器で、淡路の歴史を考える上で、歴史上、学術上の価値が高いとされております。文化財の種別としては、有形文化財、美術工芸品、考古資料で、形式は近畿形銅戈、数量は25点です。弥生時代中期のものとされております。詳細については資料のとおりです。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに一括採決します。

南あわじ市教育委員会議案第11号「南あわじ市指定文化財の指定について(陶棺)」及び議案第12号「南あわじ市指定文化財の指定について(幡多銅戈)」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第11号及び第12号は、原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第13号

「南あわじ市地区公民館長の任命について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第13号「南あわじ市地区公民館長の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【山家課長】 市内には、社会教育法第21条の規定に基づき、21の地区公民館を設置しております。地区公民館長の任用は年度ごとに行われ、令和4年3月31日をもって任期が満了になることから、改めて地区公民館長を任命するものです。

なお、平成27年度から、各地区に市民交流センターが設置され、地区公民館長が市民交流センター長を兼務することになっております。選出につきましては、設置場所の自治会長及び地域づくり協議会長から2年に一度ご推薦をいただいております。いずれの方も地域の皆様からの人望も厚く、識見を有しておられますので、地区公民館長に任命いたしたいと思っております。任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間です。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 これですべてを質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第13号「南あわじ市地区公民館長の任命について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第13号は、原案のとおり決定されました。

6. 協議及び報告事項

【浅井教育長】 続いて、協議及び報告事項に移りたいと思います。

協議及び報告事項につきましては、お手元に資料を配布しております。

(1) 南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会（2月）の報告について

【浅井教育長】 はじめに「南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会（2月）の報告について」、事務局より説明をお願いいたします。

【森山課長】 2月24日に開催されました、令和4年第1回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会について報告させていただきます。

まず、定例会において可決されました「令和3年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第1号）」及び「令和4年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

先月1月27日の当定例会時点ではまだ予算が確定しておりませんでしたので最終教育長専決とさせて頂き、今回報告という形でご説明させていただくものです。

それでは、南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算書（第1号）について、説明させていただきます。歳入歳出それぞれ194万5千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,534万7千円とするものです。

まず、歳入について。1款、分担金及び負担金、1項、分担金で1,273万9千円を補正減しております。これは、今年度の必要見込経費を、按分率で計算して出した分担金の補正額です。

3款、国庫支出金、1項、国庫補助金78万7千円を減額しております。内訳としましては、スクール・サポート・スタッフ追加配置事業補助金を削減し、学校保健特別対策事業費補助金58万5千円を増額しております。国補正に伴うもので、小中学校における新型コロナ対策等に係る消耗品費117万円の2分の1の補助額となっております。

4款、県支出金、1項、県補助金20万4千円を減額しております。実績見込みによる中学校部活動指導員配置事業補助金の減によるものです。

6款、繰越金、1項、繰越金1,178万5千円を補正増しております。

続きまして、歳出について。3款、教育費、1項、教育総務費149万6千円を減額しております。内容としては、事務局職員人件費負担金12万5千円の増額、説明欄には会計年度任用職報酬と記載がありますが、これは部活動指導員の報酬ですが、26万4千円を減額、小中学校就学援助費で117万5千円を、小中学校特別支援教育就学奨励費で18万2千円を、それぞれ減額しております。

2項、小学校費で98万9千円を減額するものです。主な内容としては、国補正に伴う新型コロナウイルス感染症対策等に係る消耗品費63万円の追加、設計監理委託料で80万円を、小学校文化関係負担金で22万4千円を、外国人講師招致事業負担金で39万4千円を、それぞれ減額しております。

3項、中学校費、1目、学校管理費で54万円を追加しており、これは、小学校費と同様に、新型コロナウイルス感染症対策等に係る消耗品費です。

最後は、給与費明細書となっております。

続きまして、令和4年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計予算についてご説明いたします。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,032万9千円と定めております。

第1表 歳入歳出予算ですが、歳入におきましては分担金及び負担金、歳出におきましては教育費、公債費が主なものでございます。

歳入歳出予算事項別明細書については、前年度予算額、1億6,729万2千円と比較しますと、今年度におきましては、1,696万3千円の減額、割合で申しますと10.1%の減となっております。減額となっている主な要因としましては、平成28年度に導入したパソコンなどの借上料、広田小学校屋内運動場屋根防水改修工事及び広田中学校の屋内運動場屋根修繕工事の減額等によるものがございます。

以後、歳入歳出の明細、給与費明細書、債務負担行為で翌年度以降にわたるものに

ついでの前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書、地方債に関する調書となっておりますので、ご覧おきください。

また、2名の議員から一般質問がありましたので、ご報告させていただきます。通告内容につきましては、「学校教育の充実について」「校庭（グラウンド）の使用状況について」「ヤングケアラーの問題について」及び「コロナ対策について」でありました。質問の詳細については、追加で資料を配布させていただいております。

【浅井教育長】 説明が終わりました。

この件について、何かご意見ございましたらお願いします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

（2）南あわじ市議会3月定例会の提出議案について

【浅井教育長】 次に「南あわじ市議会3月定例会の提出議案について」、事務局より説明をお願いします。

○令和3年度南あわじ市一般会計補正予算（第8号）

【仲山次長】 補正予算につきましては、2月21日から開催されております第108回南あわじ市議会定例会に上程されており、議会最終日の3月28日に表決される予定です。先月1月27日の当定例会時点ではまだ予算が確定しておりませんでしたので、教育長専決とさせて頂き、今回報告させていただくものでございます。

まず、令和3年度南あわじ市一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算では、歳入、歳出ともにそれぞれ3億6,085万7千円を補正増しております。金額については、補正額の欄をご覧ください。「計」欄については、教育費以外の金額も含まれているため、教育費補正額とは一致しておりません。

まず、歳入について説明させていただきます。14款：国庫支出金、2項：国庫補助金で1億5,653万5千円補正増しております。主な内容としましては、消毒などのコロナ対策に係る補助金であります学校保健特別対策事業費補助金や、小中学校の大規模改造工事に係る交付金であります学校施設環境改善交付金の増によるものです。なお、学校施設環境改善事業としましては、志知小学校及び賀集小学校の第2期工事、榎列小学校南校舎並びに三原中学校特別教室棟の大規模改造工事を予定しております。

15款：県支出金、1項：県負担金で74万円補正減しております。これは、新型コロナウイルスの感染症の影響で聖火リレーが中止になったことによる、聖火リレー負担金の減によるものです。

15款：県支出金、2項：県補助金で57万4千円補正減しております。これは、

新型コロナウイルス感染症の影響による、自然学校実施日数の減などに伴う小学校体験事業補助金の減によるものです。

15款：県支出金、3項：委託金で100万円を減額しております。これは、従事日数などの精査による、指導員謝金及び旅費の減額に伴う、南あわじがんばり学びタイム事業委託金の減によるものです。

18款：繰入金 2項：基金繰入金で631万円補正減しております。ふるさとまちづくり基金繰入金4,120万4千円のうち631万円が教育委員会関連分です。

20款：諸収入、4項：受託事業収入で8,098万7千円補正減しております。これは、文化財保護調査に係る面積減・入札減などによる文化財保護調査受託事業収入の減によるものです。

5項：「雑入」の「説明」欄をご覧ください。「学校教育課雑入」で89万4千円補正減しております。これは、小学校文化関係事業及び外国人講師招致事業に係る、市全体の事業費の補正減に伴う組合負担金の減によるものです。

21款：市債、1項：市債につきましては、3億3,530万円補正増しております。主な内容としましては、先ほどご説明いたしました志知小学校、賀集小学校、榎列小学校及び三原中学校の大規模改造工事に係る義務教育施設整備事業の増、入札減に伴う給食センター改修事業の減によるものです。

歳出について説明させていただきます。10款：教育費、1項：教育総務費で2,450万6千円補正減しております。主な内容としましては、小中学校通学バス運行業務委託料370万円、医療的ケア業務委託料300万円、電子黒板借上料400万円及び小中学校組合負担金896万4千円などの減によるものです。

2項：小学校費で3億4,816万8千円を補正増しております。主な内容としましては、コロナ対策のための消耗品費738万円の増、^{いち}市小学校屋内運動場改修工事等の入札減による校舎等営繕工事費927万1千円の減、新型コロナウイルス感染症の影響による、事業の中止などに伴う、各種補助金329万3千円の減、国補正に伴う志知小学校第2期、賀集小学校2期及び榎列小学校南校舎の改修に係る工事費の増額のほか、志知小学校1期、賀集小学校1期、松帆小学校の改修に係る入札減のため、設計監理委託料として448万8千円、小学校施設大規模改造工事費として3億5,528万円を増額したことによるものです。

3項：中学校費で1億4,145万円を補正増しております。主な内容としましては、コロナ対策のための消耗品費315万円の増、島外選手派遣補助金300万円の減、三原中学校特別教室棟の改修に係る設計監理委託料300万円及び中学校施設大規模改造工事費1億4,000万円の増によるものです。

5項：社会教育費で8,939万5千円を補正減しております。主な内容としましては、調査面積の減・入札減に伴う発掘調査委託料8,325万5千円の減、新型コロナウイルス感染症の影響による、アフタースクールの実施回数等の減及びサマースクール事業の中止に伴う、報償費346万円の減によるものです。

6項：保健体育費で1,486万円を補正減しております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった、聖火リレーの実施に係る委託料431万円及びあわじ島スポーツフェスティバル開催補助金200万円の減、入札減に伴う給食センター維持工事費700万円の減によるものです。

○令和4年度南あわじ市一般会計予算（総括）

【仲山次長】 令和4年度当初予算につきましても、補正予算同様、南あわじ市議会定例会に上程されており、議会最終日の3月28日に表決される予定であり、先月1月27日の当定例会時点ではまだ予算が確定しておりませんでしたので、教育長専決とさせて頂き、今回報告させていただくものでございます。

市全体では、歳入歳出それぞれ291億2,000万円と定めており、前年度比約1.0%減となっております。その中で、教育委員会関係予算は、29億7,764万3千円と決めました。これは、一般会計全体の約10.2%を占めており、全体に占める割合では前年度比で約1.5%の減となっております。

予算の内容につきましては、事業概要説明書により各課長から主な事業の概要説明をさせていただきます。

○令和4年度南あわじ市一般会計予算（事業概要書）

【森山課長】 事業概要説明書に基づき、教育総務課分を説明させていただきます。

ICT環境整備事業については、GIGAスクール構想により整備したタブレット3300台の運用管理や、既存パソコン等の教育用コンピューターの保守管理に加え、電子黒板借り上げ料などで1億2,645万円を予算計上しております。

小中学校大規模改修事業についてですが、令和4年度予算においては、福良小学校耐力度調査及び北阿万小学校予防改修実施設計委託料として1,150万円を予算計上しております。また、賀集小、志知小、榎列小及び三原中学校の大規模改造工事については、令和3年度3月補正に予算計上し、工事を令和4年度に実施する予定となっております。

小中学校施設整備事業（営繕）についてですが、特定の目的を持った部分的な施設改修であります営繕工事につきましては、松帆小学校防球ネット更新工事、神代小学校防犯カメラ更新工事、小中学校トイレ洋式化や三原中学校運動場フェン・防球ネット更新工事等で3,120万円を計上しております。

学ぶ楽しさ支援センター整備事業についてですが、学ぶ楽しさ日本一を目指して、幼児期からの就労までの教育支援体制の実現、ICTを活用した教育など教職員の自主的活動の支援、防災教育の推進などを行うための拠点として、旧三原志知小学校を利用し、学ぶ支援センターの第1期工事を行います。工事費等に1億5,651万円を計上しております。なお、1階には三原志知地区公民館が入る計画でございます。

子どもの遊び場づくり事業についてですが、平成31年の4月から市民の憩いの場

や交流の場として土日祝日に小学校校庭を開放しておりますが、それに併せて5年計画で遊具の整備を行っています。老朽遊具の廃棄や修繕、また総合型遊具コンビなどの新設を進めており、令和4年度には辰美、八木、北阿万小学校だけでなく、福良地区の旧南淡庁舎跡地と市立図書館敷地内に公園を整備する計画で、建設課所管分を含めまして、事業費として4,290万円計上しております。

淡路三原高等学校地域活動支援事業については、令和4年度からの新規事業です。淡路三原高校の生徒たちが、南あわじ市の魅力や課題などを学び、地域振興と地域貢献に寄与する活動に対して補助を実施するもので、淡路三原高校、南あわじ市、淡路景観園芸学校、淡路青少年交流の4者による包括連携協定を効果的に運用し、市の課題に対して高校生の視点から、課題解決案の提案などを行います。事業費として年間100万円を計上し、3年間事業を継続する予定となっております。

【教育次長補】 続いて、学校教育課分について説明させていただきます。

コアカリキュラム推進事業につきましては継続となっております。今年度まで3年間、キャリアリンク株式会社の支援を得てブラッシュアップ等を進め、すべての学年に渡ってのカリキュラムの見直しができました。今後は、自力でブラッシュアップを進め、コアカリキュラムの充実を図っていきたいと思います。

スクールチャレンジ事業についても継続します。学校の特色化、課題解決に向けた学校独自の取り組みができやすいように進めています。事業精度を高め発展させるために、今年度からめざす子どもの姿を事業の目標に設定し、年度末にその検証を行い、学校の特色化・課題を明確にし、子どもの姿からその答えを導き出すように進め、発展させていきたいと思います。

学ぶ楽しさ支援センターについては、来年度から工事が始まりますが、令和5年4月の開設に向け、今年度の総合教育会議でも示した4つの機能を基本に、工事と並行して調整していきます。

離島留学支援事業の中で、小中学校小規模特認校通学費補助金については、土生から沼島までの往復の船代を補助するものです。現在、特認校制度で沼島へ通っている子どもがおりますが、来年度は人数が増える予定になっております。基本的には、保護者が土生の船乗り場まで送迎することとなっておりますが、保護者の負担も大きいことから、来年度は福良地区公民館から土生まで通学バスの運行を試験運用する予定で予算化しております。今後、実態に応じて乗車場所等を調整していきます。

新型コロナウイルス感染症対策事業の中のスクール・サポート・スタッフの配置については、市内小中学校20校のうち、沼島小中学校は児童生徒数が少ないため、18校に1名ずつ配置する予定です。財源に国県からの支出金を予定しておりましたが、当市の予算案が確定した後で、県より各市1名分のみの補助とする通知がありましたので、事業費総額1,633万円のうち、約1,500万円は市が負担をして実施する予定です。

【社会教育課長】 続いて、社会教育課分について説明させていただきます。

令和2年度対象の教育の事務の点検及び評価報告書の中で、評価委員さんから、松帆銅鐸の調査研究及び活用について効果的な取り組みを期待するというご意見、また、伝統芸能や地域の文化的活動がコロナ化で中止や縮小する中、活動の流れがストップしているため、この状況を変えていく取り組みが必要であるとのことをご意見をいただきました。それをふまえ、来年度は4点の事業に主に取り組んでまいります。

歴史文化遺産活用事業については、松帆銅鐸をはじめとした地域の歴史文化遺産の認知度向上や郷土愛の醸成を目的として、幅広い年代が楽しめる体験教室やイベント、市民講座を実施するため、340万円を計上しています。

淡路人形浄瑠璃の伝承については、淡路人形浄瑠璃の後継者育成と淡路人形座の運営支援及び人形浄瑠璃の保存伝承等を目的として、ふるさと南あわじ市応援寄付金の一部を補助金として実施し、5,753万円を計上しております。

美術館改修事業については、滝川記念美術館玉青館で、エレベータの改修及び2階展示室の照明のLED化を予定しており、2,890万円を計上しております。

公民館改修事業については、老朽化に伴う改修であり、神代地区公民館及び中央公民館の実施設計業務として、1,430万円を計上しています。

森林環境譲与税活用事業については、森林環境譲与税を活用した事業で、慶野松原保全のための測量業務、松木伐倒処分業務として、623万円を計上しています。

【体育青少年課長】 最後に、体育青少年課分について説明させていただきます。

アフタースクール事業については、放課後児童クラブ（学童保育）と放課後子ども教室を融合した事業ですが、令和4年度は、新たに2か所を開設する予定です。事業費につきましては、8,123万円を計上しております。

放課後児童クラブ（学童保育）事業については、保護者の就労等により、昼間に留守となる家庭の児童を対象に、通常授業時は授業終了時から午後6時、長期休暇については、午前8時から午後6時まで開設しています。活動場所は主に学校の空き教室を利用しています。事業費につきましては、6,531万円を計上しています。

放課後子ども教室については、地域の人たちの協力を得て、工作などを行い、放課後に子どもが活動できる場を提供しています。事業費については、511万円を計上しています。

夢プロジェクト事業では、小・中学校を対象に著名なスポーツ選手や文化人を講師として招き、講演会を開催し、スポーツや文化の魅力や楽しさ努力する大切さを学んでいます。事業費については、300万円を計上しています。

サマースクール体験事業は、地域の人たちの協力を得て、長期休暇に子どもたちが有意義に過ごせるよう野外活動などを行います。事業費については、114万円を計上しています。

○南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例制定について

【大住次長補】 この条例は、平成25年9月にいじめ防止対策法が施行されたことにより、本市において条例が制定されたものですが、この度、南あわじ市いじめ問題対応委員会の組織に関して改正するものです。この委員会は、重大事態等が起こった場合に教育委員会の諮問に応じて調査審議する委員会ですが、現行の条例では、そこに所属する各委員の項目が限定的なものになっております。例えば、現行では淡路教育事務所スクールソーシャルワーカーが組織の一員となっておりますが、この方は淡路教育事務所に1名しかいない職の方であるため、状況によってはご依頼できない可能性があります。そのため、広く人選が可能ないように改正をするものです。

○南あわじ市働く婦人の家条例の一部を改正する条例制定について

【山家課長】 この条例の一部改正は、施設利用者の利便性を高めるため、施設使用料の納付方法を前納制から市長が定める期日までに改めるもの、及び施設の研修室及び講習室を新たに使用の対象とし、使用料等の項目を定めるものです。

講習室及び研修室については、平成28年8月まで、当施設が南あわじ市子育て学習支援センターの事務所兼活動場所の拠点であったことにより、同センターの物置や活動場所として利用しておりましたが、利用者からの要望等もあり、施設内を整理することで新たな研修室と講習室として整備し、今回、室名、使用料等の項目を加え改正を行うものです。なお、附則でこの条例の施行日を令和4年4月1日と定めています。

○南あわじ市吹上浜野外教育センター条例の一部を改正する条例制定について

【阿部課長】 この条例の一部改正は、使用時間について改正をすることにより利用者の利便性を高めるもの、その他所要の改正を行うものです。なお、附則でこの条例の施行日を令和4年4月1日と定めています。

○南あわじ市スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定について

【阿部課長】 この条例の一部改正は、南あわじ市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成17年南あわじ市条例第47号）に基づき普通財産として交換を予定している西淡社会教育センターグラウンドを廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。なお、附則でこの条例の施行日を令和4年4月1日と定めています。

○南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について

【山家課長】 この条例の一部改正は、施設利用者の利便性を高めるため、施設使用料の納付方法を施設使用期日前に納める前納制から、市長が定める期日までに納付するよう改正するものです。現在の使用料の納付が使用料の額が確定してから納付する後

納の方法が運用上行われている実態にあわせるものです。なお、附則でこの条例の施行日を令和4年4月1日と定めています。

【浅井教育長】 説明が終わりました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(4) 当面の行事予定及び教育委員会後援名義使用許可の報告について

【浅井教育長】 次に、「当面の行事予定」、「教育委員会後援名義使用許可状況」については、資料をご覧お願いします。

7. その他

【浅井教育長】 次に「その他」に移らせていただきます。

何かございませんか。

【狩野委員】 本日の定例会で、令和4年度の教育方針が決定されました。来年度始めには、学校の教育方針が新校長の下で決定されていくと思いますが、この時が教育方針を教職員に周知するいい機会だと思いますので、学校の教育方針へ今以上に活かしてほしいと願っています。

○5月教育委員会定例会の日程調整について

【森山課長】 5月の教育委員会定例会については、日程調整の結果、5月23日(月)午前10時から第2別館第5会議室で開催したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○岡委員の任期満了について

【森山課長】 本日も出席の岡一秀教育委員につきましては本年3月30日をもちまして任期満了となります。

後任としましては、2月22日の南あわじ市議会定例会にて、教育委員の任命についての議案を上程し、同日、同意の議決をいただき、新たに青木 京様をお迎えすることとなりました。青木様におかれましては、洲本高等学校ご卒業後、専門学校を経て、環境教育に携わり、自然の中で五感を使った子どもの学びや青少年育成活動に熱心に取り組んでこられました。現在は自営業の傍ら、子どもの自然体験活動などに取り組んでいらっしゃいます。環境教育分野のフリーランスとしてご活躍されてきた豊富な経験を活かして、市及び組合の教育委員会に新たな風を吹かせていただけるのではないかと期待しております。任期は本年3月31日から令和8年3月30日までの4年間となっております。

岡委員におかれましては、平成26年3月31日から2期8年の長きにわたり、市及び組合の教育委員会を支え、時にはけん引していただきました。この間、長年の教育現場でのご経験から、児童生徒や教職員に寄り添った視点を持ち続けられるとともに、その人脈の広さと懐の深さで、教育行政におきまして多くの功績を残されております。また、アジア国際子ども映画祭関西ブロック大会実行委員長としても長年お力添えいただき、市及び組合教育委員会の充実と発展に多大なるご尽力をいただきました。

本日は、岡委員がご出席される最後の定例会となりますことを皆様方にご報告申し上げますと共に、ここで浅井教育長から岡委員へこれまでのご尽力に対し、お礼の言葉をお願いいたします。

【浅井教育長】 岡委員におかれましては、2期8年の長きにわたり、南あわじ市の教育を支えていただきました。本当にありがとうございます。

8年の間に様々なことがありましたが、ここ3年はコロナ禍で教育分野にもいろいろな影響がありましたが、岡委員が一番ご苦勞されたのは三原志知小学校と西淡志知小学校の統廃合だろうと思います。当時、岡委員は地元自治会の役員を担いながら、教育委員としての立場でもあり、両者の間に入っていただき、統廃合の確実な道筋をつけていただきました。感謝しても感謝しきれないと思っております。また、教育委員会ではいつも適切な意見をいただき、導いていただき、引っ張っていただきました。

後任の青木さんは、保護者という立場でもあります。青少年の野外活動等で活躍され、淡路青少年交流の家でも活動された実績をお持ちです。

岡先生はこの度教育委員を退任されることになりましたが、ご健康に気を付けられ、これからも南あわじ市の教育のためにご意見をいただければと思っております。

本当にありがとうございます。

【森山課長】 続きまして、岡委員からご挨拶をお願いいたします。

【岡委員】 いろいろ立派なお言葉をいただきましたが、それほどのことは何もできて

いないというのが実際のところです。今はやれやれという気持ちで、肩の荷が下りるなあと感じております。教育委員のバッジは本当にプレッシャーであり、8年間、私が教育委員でいいのか、ということのを常に思いながら務めてまいりました。私にとってはこの8年間はいろいろな方と出会い、様々な経験をさせていただきました。素晴らしい機会を与えていただいたという思いでいっぱいです。淡路教育事務協議会の研修や、県大会、近畿大会などへ参加させていただいたのは大変勉強になりましたし、いい思い出として残っております。ここ最近ではコロナ禍でなかなか参加する機会が少なくなってしまったのですが、またみなさんが参加できるように早くコロナがおさまればと願っております。8年の間、私がどれだけお役に立てたかわかりませんが、皆さんに支えていただき務めることができました。本当にありがとうございました。

【森山課長】 ありがとうございました。

岡委員の益々のご健勝、ご活躍を皆様方と共にご祈念申し上げます。

9. 閉 会

【浅井教育長】 以上で本日の定例会の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、南あわじ市教育委員会、及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を閉会します。

午前11時58分